

## 社会教育関係の施設利用について

令和2年8月1日～8月31日

区分		利用者数の制限	利用上注意
い ぶ き会 館	1階閲覧室	8名以下	①利用者は、原則村内在住の方に限る。但し、村外利用者を予定している場合は事前に教育委員会の承認を受けること。 ②新型コロナウィルス感染防止対策を必ず実施すること。 ③各施設とも利用者記録簿を提出すること。
	1階和室	6名以下	④利用時間は、可能な限り短時間とし、最長でも3時間を超えないこと。
	2階会議室	8名以下	⑤利用中の飲食は行わないこと。但し、水分補給は可とする。
	2階和室	9名以下	⑥利用者同士が密集しないこと。
	2階調理室	10名以下	⑦近距離で会話や発声を行わないこと。
	3階会議室	8名以下	⑧平熱より体温が高い方や、咳やくしゃみなど風邪の症状がある方は利用しないこと。
	3階多目的ホール	25名以下	⑨利用中に体調不良者が出了場合は、ただちに利用を中止すること。 ⑩室内施設については、充分な換気を行うこと。 ⑪9月の利用については、8月末に村HPに掲載します。
ス ポ ー ツ 施 設	村民野球場	制限無し	
	運動公園	制限無し	
	東西広場	制限無し	
	東西屋内GB場	3チーム、20名以下	
	弓道場	制限無し	
学 校 施 設	村民体育館	40名以下	
	中学校校庭	制限無し	
	中学校武道館	30名以下	(連絡先) 高山村教育委員会事務局 TEL 0279-63-3046 FAX 0279-63-3750
	小学校校庭	制限無し	
	小学校体育館	30名以下	